

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
古賀市水辺と親しむ環境づくり計画

- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
福岡県、古賀市

- 3 地域再生計画の区域  
古賀市の全域

- 4 地域再生計画の目標

福岡県では、県の総合計画である「ふくおか新世紀計画」の実施計画において、6つの施策の柱のひとつとして『快適で潤いある循環型社会づくり』を掲げ、環境と調和した水循環に配慮し、限りある水を有効に活用するため、水資源の安定的確保と効率的利用、利用目的に応じた水質の保全及び健全な水循環を目指しています。

しかしながら、近年、急激な産業・経済の発展や都市化による生活様式の変化などにより、特に生活排水に起因する河川・海域などの公共用水域の水質汚濁が広く進んでいます。そのため、生活環境の改善や公共用水域の水質保全の役割を担う污水处理施設の整備に対する県民のニーズは、大都市をはじめ中小都市、農山漁村を含めた県全域において、ますます高まっています。

これに対応するため、福岡県は、県内市町村と連携して、各種污水处理施設の有する機能を検討し、地域の特性をふまえた調整を行い、全県域の污水处理施設の整備についての将来像として、「福岡県污水处理構想」を策定し、計画的、かつ、効率的な污水处理施設の整備を図っています。

福岡県の福岡市と北九州市の間に位置する古賀市は、人口 57,509 人（平成 21 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳による。）、面積 42.11 平方キロメートルで、市の北側に大根川、中央に谷山川、南側に青柳川が流れています。周囲を見渡すと大都市福岡市に近接しており、更に九州自動車道の古賀 IC や主要国道が南北に延びる等の恵まれた立地条件を活かして、県下有数の工業力を持った市として発展し続けています。

他方、発展に伴って市内の環境が悪化し、特に人口増加や工業の活性化による生活・産業排水の処理能力の向上による環境改善等が課題となっています。先に挙げた市内の3つの河川においても、数十年前までは子どもが川遊びや小魚取りをして親しまれていましたが、急激な人口増加や生活様式の変化、それらに加えて工場立地や宅地開発等の要因により、未処理の生活雑排水が河川に流入し、河川の水質が悪化の一途をたどり、今では子供が川に親しむことが出来ない程に汚濁が進み、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等の水辺生物の生息が危ぶまれています。

このような状況から、生活排水を処理するために、昭和 41 年から市の中心部で公共下水道事業を、平成 3 年から合併処理浄化槽設置整備事業を、平成 12 年から中心部周辺の農業地域で農業集落排水事業を進め、河川の水質汚濁改善解消に向け事業を展開してきました。農業集落排水の供用を開始した平成 16 年以降、供用開始地域の下流の河川水質(BOD75%値)が減少傾向となっています。現在では、水辺環境活動や啓発活動の推進により、地域コミュニティの活性化が見られますが、未整備地域の下流域においてははまだ水質が悪く、環境教育の場として活用するには改善が不十分であり、さらに汚水処理施設の整備等を進める必要があります。

こうした状況に鑑み、古賀市では平成 13 年に「第 3 次古賀市総合振興計画」(「新・まちづくり計画」)を策定し、その基本構想として、1 元気な人づくり、2 快適な環境づくり、3 多様な交流拠点づくり、の 3 構想を掲げ、特に「2 快適な環境づくり」において「下水道整備による水質浄化」を第 1 重点プロジェクトに掲げています。

さらにこの基本構想を実現するための基本計画では、衛生的で文化的な生活環境を形成し、水質を保全するため、公共下水道を計画的に整備するとともに農業集落排水事業と浄化槽とを組み合わせた総合的な排水処理体系の構築を目指しています。

このため汚水処理施設を一体的に整備することに加えて、農業用水路・井堰等の改修等による流水の改善、市民による河川清掃運動の促進を図り、河川の清流を再生し昔のように子供が遊べる美しい川づくりをします。

また児童と地域住民が共同して実施しているホタル飼育や水辺公園の実態調査、河川の清掃活動の支援等による地域コミュニティの活性化やグリーンパーク内施設の活用等により市民が水辺とふれあう場を提供し、潤いある水環境に対する関心を引き起こします。こうした取り組みにより、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等が帰ってくる川を取り戻し、児童等の環境教育・学習の場として活用するとともに、美しい水の流れる農村景観を維持し、緑とのふれあいの場の創造を図ることにより、住環境と産業のバランスのとれた快適な町づくりを目指します。

- (目標 1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を 87.1%から 90.2%に向上)
- (目標 2) 市内河川の水質改善(生物化学的酸素要求量 BOD を 2mg/l 以下、  
浮遊物質 SS を 25mg/l 以下とし、環境基準値を下回ることを目標とする)
- (目標 3) 児童や学生による環境教育・学習の場の確保  
(環境学習参加者 児童 7,000 人 一般 500 人)
- (目標 4) 農業集落排水施設の管渠の敷設(未供用分:汚水処理人口普及率 3.3%相当)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

福岡県は、当該汚水処理施設整備交付金事業と「福岡県汚水処理構想」との整合性を図りながら、福岡県浄化槽整備事業補助金等を交付して、同構想の推進を図ります。

古賀市は、「古賀市汚水処理施設整備構想」で位置づけられた古賀市中央東部に位置する、薦野・米多比地区と町川原・谷山地区で農業集落排水施設を、古賀市 薬王

寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く）  
地区については浄化槽を総合的に整備することにより、衛生的な住環境を整備します。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 農業集落排水（町川原・谷山地区）：平成17年4月に、事業採択の通知を国より受けている。
- ・ 農業集落排水（薦野・米多比I期地区）：平成22年1月に、事業計画承認の通知を県より受けている。

#### [事業主体]

福岡県古賀市

#### [施設の種類]

農業集落排水施設、浄化槽

#### [事業区域]

- ・ 農業集落排水施設 古賀市 薦野・米多比I期 地区、町川原・谷山 地区
- ・ 浄化槽（個人設置型）古賀市 薬王寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域及び農業集落排水事業採択予定区域を除く） 地区

#### [事業期間]

- ・ 農業集落排水施設 平成22年度～26年度
- ・ 浄化槽（個人設置型）平成22年度～26年度

#### [整備量]

- ・ 農業集落排水施設  
（薦野・米多比I期 地区）  
交付金対象事業  $\Phi 150 \sim \Phi 350$  L=10,684m  
処理場 1箇所  
単独事業  $\phi 150$  L=1,176m  
（町川原・谷山 地区）  
交付金事業  $\Phi 150 \sim \Phi 300$  L=1,885m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 68基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

農業集落排水施設 薦野・米多比I期地区2,650人(H28年度供用開始予定)、  
町川原・谷山地区で3,950人、浄化槽 薬王寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域及び農業集落排水事業採択予定区域を除く）地区で233人。

#### [事業費]

- ・ 農業集落排水施設 1,641,870千円  
（うち、交付金 820,935千円）  
単独事業費 115,000千円
- ・ 浄化槽（個人設置型） 25,110千円

	(うち、交付金	8, 370千円)
事業費合計	1, 666,	980千円
	(うち、交付金	829, 305千円)
単独事業費合計	115,	000千円

### 5-3 その他の取り組み

#### (1) 農業用水路・井堰の改修等事業

平成 22～26 年度において、可能な限り水辺生物が生息しやすい環境を維持しつつ、水利用の効率化や水質の改善を図るため、農業用水路や井堰の新設及び改修を行います。

#### (2) 市民による河川清掃運動支援

平成 22～26 年度において、流水の改善や親水空間の創出を目的として、市民参加による河川等清掃活動支援及び市による河川巡視を行います。

#### (3) 古賀グリーンパーク内の水辺環境維持事業

平成 22～26 年度において、古賀グリーンパーク内の清掃を実施し、市民が水辺環境とふれあう空間を維持します。

#### (4) 児童と地域住民による環境学習支援事業

市民が地域の自然環境等を再発見し、市民及び児童が環境への関心を高められるような身近な環境資源を活用した環境学習を実施するとともに、地域住民と児童が協力して学習することでコミュニティの活性化を目指します。

#### (5) 住民に対する県及び市職員による啓発事業

- ・ 資源循環型社会形成に向けた啓発活動推進事業

資源循環型社会形成に向け、ゴミの減量化・再利用・リサイクル等を推進するための啓発・普及事業を行います。

- ・ 出前講座

「水質保全と生活排水対策」、「かわとひととの関わり」、「下水道の役割と仕組み」などをテーマに職員が直に住民に対して説明を行います。

## 6 計画期間

平成 22 年度～26 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、古賀市が計画終了後に実績を精査して状況を公表します。なお河川の水質については、「古賀市環境基本条例」(平成 16 年条例第 17 号)に基づき市に設置している「古賀市環境審議会」において評価・検討を行います。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし